



資料No. 1

令和8年8月4日

報道各位

勝山市 教育総務課

【115プロジェクト】

給付型奨学金「115奨学金」の認定申請受付開始について

みだしの件について、下記のとおり認定申請の受付を開始しますのでお知らせします。

記

1. 概要 勝山市は、ふるさと勝山市に愛着を持ち、夢に向かって挑戦する本市の子どもたちが安心して大学等の学業に専念できるよう、令和9年度より、大学等に進学する学生に対し、給付型奨学金「115奨学金」を支給します。その準備として、令和9年度進学予定者の認定申請の受付を開始します。
2. 期間 認定申請 令和8年8月5日（水）～10月31日（土）
給付申請 令和9年4月1日（木）～5月31日（月）
※事情がある場合は、期間終了後も申請を受け付けます
3. 内容 大学等に進学した給付決定者に下記の給付金を支給します。
 - ・入学時給付金 15万円
 - ・在学中給付金 年額25万円

例 4年制大学に進学した場合
15万円（入学時）＋25万円×4回（大学4年間）＝115万円
4. 対象 次の5つの要件をすべて満たす方が対象です。
 - ・入学年度の4月1日において満21歳以下の方
 - ・入学年度の4月1日から起算して1年以上前から勝山市に住民票があり、かつ、生活の本拠が勝山市内にあった方
 - ・大学等の授業料の減免又は他の給付型奨学金制度等の学資の支給を受けていないことを誓約する方
 - ・福井県立大学恐竜学部生等生活応援事業補助金交付要綱の規定による補助金を受けていない方

問い合わせ先

教育総務課 庶務係 担当 西田、笠川
TEL:0779-88-8111 FAX:0779-88-1120
e-mail:educ@city.katsuyama.lg.jp



- ・在学中及び卒業後において、申請書に記載したメールアドレス及び携帯電話番号等により、勝山市からの連絡を継続して受信し、応答できる状態であり、情報交換等ができる方

※大学等 学校教育法に定める大学(大学院を除く。)、短期大学、高等専門学校(4年次以上)及び専修学校(専門課程)のうち、全日制課程の学校

※経過措置として、令和9年度の4月1日において在学中の方も対象(入学時給付金は対象外)とします

5. 申請方法 認定申請：入学前年度に、本人による電子申請(マイナポータル)で受け付けます。

給付申請：入学年度に、本人による電子申請で受け付けます。また、給付期間中は毎年度申請が必要です。

6. その他 給付にあたり、所得制限や人数制限はありません。

問い合わせ先

教育総務課 庶務係 担当 西田、笠川
TEL:0779-88-8111 FAX:0779-88-1120
e-mail:educ@city.katsuyama.lg.jp



あなたの学びを、いつか勝山の力に。

返済
不要!!

新しい給付型奨学金 「115奨学金」 令和9年度からはじまります！

4年制大学なら **115万円** 受け取れる！

✓ 所得制限 なし

✓ 人数制限 なし

給付を受けるには前年度に認定申請が必要です！

📅 【認定申請受付期間】 令和8年8月5日～10月31日

※事情がある場合は期間終了後も申請を受け付けます

🔔 給付される額は？

入学時

入学時給付金

15万円

※現在、在学中の方は対象外

+

在学中（毎年）

在学中給付金

25万円/年

× 4年間の場合 = 100万円

👤 対象となる方は？

以下の要件を すべて満たす方 が対象（令和9年度は在学中の方も対象）です。

1

対象となる大学等 に進学する(した)方

大学(院を除く)、短期大学、高等専門学校(4年次以上)、専修学校(専門課程)の全日制過程。

2

勝山市に1年以上 お住まいの方

入学する(した)年度の4月1日の1年以上前から勝山市に住民票と生活の本拠がある方。

3

年齢が 21歳以下の方

入学する(した)年度の4月1日時点で、満21歳以下の方。(浪人生なども対象)

4

勝山市と 情報交換できる方

在学中や卒業後も、勝山市からの連絡を継続して受信・応答し、情報交換のできる方。

申請のお手続きについて

本奨学金を受給するためには、大学等へ入学する年度の「前年度」に認定申請を行う必要があります。審査の結果、対象となった方には決定の通知と給付申請についてご案内いたします

申請の受付期間、対象となる大学等、現在すでに大学等に在学中の方のお手続き方法、必要書類などの詳細につきましては、勝山市の公式ホームページ等でご案内いたします。また、奨学金の受取には、マイナポータルで公金受取口座の登録が必要です。必ず内容をご確認の上、お申し込みください。

併給の制限（対象外となるケース）について

以下の制度等を既に利用・受給している（または受給予定の）場合は、本奨学金の対象外となりますのでご注意ください。

- 大学等の授業料の減免や国の「修学支援新制度」（給付奨学金や大学の授業料減免制度など）
- 日本学生支援機構など、他の団体が実施する「給付型奨学金（返済不要のもの）」
- 勝山市の「恐竜学部生等生活応援事業補助金」

よくあるご質問

Q. 「認定申請」と「給付申請」の違いは？

- A. 【認定】要件を満たすか確認する事前申請。原則として入学の**前年度**に行います。
【給付】認定を受けた方が実際に給付金を受け取るためのお手続きです。

Q. 申請の方法は？

- A. 本人による電子申請（マイナポータル）で受け付けます。申請にはマイナンバーカードが必要です。スマートフォンやパソコンから、24時間いつでもオンラインで申請が可能です。

Q. 現在すでに大学2年生ですが、対象になりますか？

- A. はい。入学時に要件を満たしていれば、新たに申請を行い、残りの在学期間について「在学中給付金」を受給することができます。

Q. 支援が受けられる期間はいつまでですか？

- A. 大学等の正規の修業年限までです。※留年期間や休学期間、修業年限を超える期間は給付の対象外となります。

Q. 卒業後に勝山市へ戻らないと返還が必要ですか？

- A. いいえ。就職先や居住地についての条件はなく、原則として返還の必要はありません。勝山市に関する情報は、卒業後も引き続き提供させていただきます。

Q. どのような場合に支給が止まったり、取り消されますか？

- A. 留年、休学、退学となった場合や、他の制度を受けている場合、現況届を提出しなかった場合などに停止・取消となります。

申請書類のダウンロード・最新情報はこちら

お問い合わせ先

勝山市役所 教育総務課 奨学金担当

 **0779-88-8111**

受付時間：平日 8:30 ～ 17:15

勝山市 115奨学金 



公式 HP



電子申請